

# 国民健康保険加入・脱退の届け出は14日以内

国民健康保険（国保）に加入・脱退する届け出は、変更日から14日以内に行う必要があります。職場の健康保険への変更は、市で把握できないため、届け出が必要です。

※必要書類が14日以内に準備できない場合は、準備でき次第、届け出てください。

※国保の加入は、社会保険などの資格喪失日からです。（加入手続日からではありません）

※国保の資格喪失日は、社会保険などの認定年月日です。（保険証の交付日からではありません）

職場の健康保険を脱退し、国保加入の手続きに必要なもの

- ◇本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証 など）
- ◇健康保険資格喪失証明書

職場の健康保険に加入し、国保脱退の手続きに必要なもの

- ◇職場の健康保険証（脱退する人分）
- ◇国民健康保険被保険者証（脱退する人分）



脱退手続き用  
オンライン申請

令和6年度分の年金からの徴収（特別徴収）が始まります

●対象者 令和5年度に国民健康保険税（国保税）を特別徴収で納めていた人

4月・6月・8月は、2月と同じ金額になります。この金額は仮徴収

税額であり、仮徴収額決定通知書（3月下旬に送付）で確認できます。

令和6年度の税額は7月に決まり、10月・12月・翌年2月の特別徴収で、仮徴収税額との差額を調整します。

※令和5年度途中で税額の変更などがあり、2月に特別徴収されていない世帯や、令和6年度中に後期高齢者医療制度に移行する人がいる世帯は、納付書などで納める普通徴収になります。

●問い合わせ先

国保年金課国保年金担当

☎(580)1846

# 国民年金納付書が届きます

令和6年度の納付書（第1号被保険者）が、日本年金機構から送られます。保険料は、月額1万6980円（定額）です。

最寄りの郵便局・金融機関・指定のコンビニエンスストア（納付書裏面に表示）で納付してください。

国民年金の加入者（3種類）

- ◇第1号被保険者 自営業・自由業・学生 など
- ◇第2号被保険者 会社員・公務員などで厚生年金や共済年金に加入している人
- ◇第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

退職したら配偶者も年金手続きを

次のいずれかに当てはまる人は、国民年金の手続きが必要です。

- ◇退職などで、第2号被保険者から第1号被保険者になる6歳未満
- ◇配偶者の退職などで、第3号被保険者から第1号被保険者になる6歳未満

●必要なもの ◇マイナンバーカード、または年金手帳や基礎年金

番号通知書◇資格喪失証明書または離職票 など

※第1号被保険者から第2号・第3号被保険者になる人は、勤務先の事業所が手続きを行います。

学生納付特例の申請を早めに

学生納付特例とは

学生で所得が一定額以下の場合、申請により保険料納付が猶予される制度です。

毎年度申請が必要です。令和6年度分は、4月から受け付けます。早めに申請してください。

※前年度に学生納付特例が承認されていた人で、今年度も引き続き在学予定の人には、手続きのお知らせが送付されます。

●必要なもの ◇学生証（写しも可）

または在学証明書◇マイナンバーカード、年金手帳、基礎年金番号通知書、納付書のうち1点

※申請が遅れると、各種年金の受給権に影響がある場合があります。

※4月は、週末窓口サービス（第2・4土曜日）で、年金の手続きができます。

●申請と問い合わせ先

国保年金課国保年金担当

☎(580)1848